

空き店舗ゼロリノベーションコンペ事業実施要綱

平成30年11月12日決裁

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県内の商店街における空き店舗等でリノベーションを実施し、新たに開業し又は開業しようとする事業者から事業の公募を行い、当該公募により選定された事業者（以下「選定事業者」という。）に対し予算の範囲内で賞金を交付する「空き店舗ゼロリノベーションコンペ事業」（以下「本事業」という。）を実施することにより、更なる空き店舗等の活用を促進し、商店街のにぎわいの創出、地域ブランディングの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 商店街

商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定される商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合並びに一定の地域において商店が集団形態をとり共同事業等の事業活動を行う団体をいう。

(2) 空き店舗等

事業の用に現に供されていない店舗、倉庫、事務所及び人の居住していないことが常態である住宅をいう。

(3) 事業者

小売業・飲食業・サービス業等を営むもの又はこれから営むものをいう。

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業を行おうとするもの、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団に関係するもの及び中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第5項に定める連鎖化事業を行おうとするものを除く。

また、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者、団体（政治活動又は宗教活動を行う団体を除く。）又は協同組合の代表者であること。なお、個人事業者を含む。

(4) リノベーション

空き店舗等の既存の建物を改修し、店舗や事務所等を開業することで商店街の活性化につながる新たな価値を生み出すものをいう。

(本事業の対象地域)

第3条 本事業の対象地域(以下「対象地域」という。)は、県内全域(さいたま市を除く。)の商店街とする。

(選定事業者の条件)

第4条 賞金の交付対象となる選定事業者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 別に定める期間内に、対象地域において空き店舗等のリノベーションを行い、新たに開業すること。
- (2) 開業する地域の商店街組織に加入すること。
- (3) 商店街の活動に積極的に参加し、その発展に寄与する意欲があること。
- (4) 法令及び公序良俗に反しない事業を行うこと。

(募集及び選考)

第5条 本事業に申込みをしようとする事業者は、空き店舗ゼロリノベーションコンペ事業応募申請書(様式第1号)及び事業概要(様式第2号)に必要な書類を添えて、別に定める公募期間内に知事に提出するものとする。

- 2 選定事業者の選考については、別に定める審査会を開催した上で行う。
- 3 知事は、選考の基準を別に定めるものとする。

(選定事業者の決定)

第6条 知事は、審査会の審査結果を受けて選定事業者を決定する。選定事業者を決定又は不選定としたときは、空き店舗ゼロリノベーションコンペ事業選定事業者決定通知書(様式第3号)又は空き店舗ゼロリノベーションコンペ事業選定事業者不選定通知書(様式第4号)により本事業に申込みをした者に通知するものとする。

(賞金の額)

第7条 知事は、選定事業者のうち最も優れた提案を行った者に対しては300万円、他の優れた提案を行った者については100万円の賞金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第8条 知事は、選定事業者が次の各号のいずれかに該当するとき又は知事が必要と認めたときは、第6条の決定を取り消し、又はその他の必要な措置を講じるものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により選定事業者の決定を受けたとき。
- (2) 法令に違反したとき。
- (3) 社会的信用を失墜させる行為を行ったとき。
- (4) その他提案事業を正当な理由なく実施しないとき。

2 前項の規定による決定の取消しは、空き店舗ゼロリノベーションコンペ事業選定事業者決定取消通知書（様式第5号）により、当該選定事業者に通知するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月12日から実施する。

様式第1号（第5条関係）

平成 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

（代表者）

印

空き店舗ゼロリノベーションコンペ事業応募申請書

空き店舗ゼロリノベーションコンペ事業実施要綱第4条各号に規定する条件を満たしており、空き店舗ゼロリノベーションコンペ事業に応募したいので、同要綱の規定を遵守することを約し、同要綱第5条第1項の規定により次の書類を添えて申請します。

- 1 事業概要（様式第2号）
- 2 店舗の賃貸借契約書又は売買契約書等の写し
- 3 店舗の案内図（最寄駅から店舗まで）
- 4 店舗の外観及び内装の写真（改修前後）
※今後改修する場合は、パース等で可
- 5 店舗の平面図（改修前後）

様式3号（第6条関係）

商サ第 号
平成 年 月 日

（あて先）

〇〇〇〇 様

埼玉県知事 上田 清司 印

空き店舗ゼロリノベーションコンペ事業選定事業者決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった空き店舗ゼロリノベーションコンペ事業について、次のとおり（最優秀者・優秀者）として賞金を交付することに決定しましたので通知します。

1 賞金額 金 円

2 交付の条件

空き店舗ゼロリノベーションコンペ事業実施要綱第8条により次のいずれかに該当するときは、同要綱第6条の決定を取り消す。

- （1）虚偽その他不正の手段により選定事業者の決定を受けたとき。
- （2）法令に違反したとき。
- （3）社会的信用を失墜させる行為を行ったとき。
- （4）その他提案事業を正当な理由なく実施しないとき。

様式4号（第6条関係）

商サ第 号
平成 年 月 日

（あて先）

〇〇〇〇 様

埼玉県知事 上田 清司 印

空き店舗ゼロリノベーションコンペ事業選定事業者不選定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった空き店舗ゼロリノベーションコンペ事業について、選定とはなりませんので通知します。

様式5号（第8条関係）

商サ第 号
平成 年 月 日

（あて先）

〇〇〇〇 様

埼玉県知事 上田 清司 印

空き店舗ゼロリノベーションコンペ事業選定事業者決定取消通知書

平成 年 月 日付け商サ第 号で通知した空き店舗ゼロリノベーションコンペ事業選定事業者の決定について、空き店舗ゼロリノベーションコンペ事業実施要綱第8条第1項の規定により取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

取消理由